

審 議 結 果

会 議 名	川口市男女共同参画推進委員会委嘱書交付式及び第1回委員会
開 催 日 時	平成28年11月11日（金） 14時00分から15時10分
開 催 場 所	川口市議会 第3委員会室
出 席 者	菊地委員長、高橋副委員長 小林委員、佐々木委員、奥委員、高野委員、杉本委員、榊原委員 芦田委員、嶋野委員、島袋委員 沢田市民生活部長、渡部課長、高山課長補佐、高橋主任、青木主事補
議 題	1 委嘱書交付式 （1）開会 （2）委嘱書交付 （3）市長あいさつ （4）閉会 2 第1回委員会 （1）開会 （2）自己紹介 （3）協議事項 ア 正副委員長の選任について （4）報告事項 ア 川口市の男女共同参画の推進について イ 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について ウ 平成27年度版川口市男女共同参画年次報告書について （5）その他 （6）閉会
公開／非公開の別	公開

非公開の理由	—
傍聴人の数	0名
会議資料	<p>会議次第</p> <p>資料No.1 川口市男女共同参画推進委員会委員名簿</p> <p>資料No.2 川口市男女共同参画推進条例</p> <p>資料No.3 川口市男女共同参画推進委員会規則</p> <p>資料No.4 第5次川口市総合計画 概要版</p> <p>資料No.5 第5次川口市総合計画 本編抜粋</p> <p>資料No.6 川口市の男女共同参画の推進について</p> <p>資料No.7 男女共同参画に関する市民意識調査票</p> <p>資料No.8 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況</p> <p>別添資料 川口市男女共同参画推進条例の手引き</p> <p>別添資料 第2次川口市男女共同参画計画</p> <p>別添資料 平成27年度版川口市男女共同参画年次報告書</p>
審議経過	別紙のとおり
その他	—

審 議 経 過

1 委嘱書交付式

(1) 開会（10時00分）

(2) 委嘱書交付

- ・ 奥ノ木市長から各委員に委嘱書を交付した。

(3) 市長あいさつ

- ・ 奥ノ木市長より委員委嘱にあたり挨拶を行った。

(4) 閉会（10時20分）

2 第1回委員会

(1) 開会（10時20分）

- ・ 事務局から、出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局から会議の傍聴希望者がいない旨を報告した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。
- ・ 事務局から会議録署名人の選任について説明した。

(2) 自己紹介

- ・ 各委員自己紹介
- ・ 事務局職員紹介

(3) 協議事項

ア 正副委員長の選任について

○事務局

第1回委員会であることから、仮議長により正副委員長の選任まで進行したいがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

異議なしとのことなので、そのようにさせていただく。仮議長を事務局で指名させていただいてよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

それでは、仮議長を島袋委員にお願いする。

○仮議長

では、仮議長を務めさせていただく。正副委員長を選任について、事務局から何かあるか。

○事務局

のちほど説明する川口市男女共同参画推進委員会規則第2条の規定により、正副委員長は委員の互選により定めることとしている。なお、選任は委員長・副委員長とも1名ずつでお願いしたい。

○仮議長

事務局説明のとおり、正副委員長1名ずつ選任する。まず、委員長の選任だが、委員から自薦、他薦はあるか。

(「菊地委員」との声あり)

○仮議長

菊地委員との声があったが、委員長に菊地委員を選任することとしてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○仮議長

異議なしとのことなので、そのように決定する。続いて、副委員長の選任だが、委員から自薦、他薦はあるか。

(「高橋委員」との声あり)

○仮議長

高橋委員との声があったが、副委員長に高橋委員を選任することとしてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○仮議長

異議なしとのことなので、そのように決定する。委員長に菊地委員、副委員長に高橋委員を選任したので、これで仮議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

では、これ以降の進行について、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第1項の規定により、委員長である菊地委員に議長をお願いする。

○委員長

規定により議長を務める。慎重かつ積極的な審議とスムーズな議事進行に協力をお願いしたい。

まず、議事録署名人2名であるが、先ほどの申し合わせにより、委員長と名簿順とのことなので小林委員をお願いする。

(小林委員了承)

(4) 報告事項

ア 川口市の男女共同参画の推進について

○委員長

次第(4)報告事項のア 川口市の男女共同参画の推進について事務局の説明を求める。

○事務局

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことである。

国では、この男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基

本理念、国や地方公共団体、国民の責務などを規定する「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月に公布、施行するとともに、同法第13条の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に「男女共同参画基本計画」を策定している。現在の国の計画は、平成27年12月に策定した「第4次男女共同参画基本計画」であり、平成37年度末までの基本的な考え方と平成32年度末までを見通した施策の基本的方向及び具体的な取り組みが定められている。

また、埼玉県においても、「埼玉県男女共同参画推進条例」を平成12年3月に制定、翌4月に施行するとともに、同条例第12条の規定に基づき、「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定している。なお、現行の県の計画は、計画期間が平成24年度から平成28年度であることから、現在、次期計画の策定作業中であり、平成28年10月31日まで計画案の意見募集を行っているところであった。

さて、本市では、平成13年10月に、「男女共同参画社会基本法」に基づき国が策定した「男女共同参画基本計画」、さらに「埼玉県男女共同参画推進条例」で示されている理念を勘案し、いまだ固定的な性別役割分担意識や、それに起因する社会制度・慣行が依然として根強く多くの課題を残していること、さらに少子高齢化など社会経済環境の変化、女性に対する暴力など人権尊重の視点から対応していかなければならない課題にも適切に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を具体的に推進していくための指針として、平成13年度から22年度までの10カ年を計画期間とする「川口市男女共同参画計画」を策定、平成20年度の改訂を経て、平成25年4月に平成25年度から34年度までの10カ年を計画期間とする現計画、「第2次川口市男女共同参画計画」を策定している。

また、「川口市男女共同参画推進条例」については、資料2のとおり平成24年4月1日に施行している。

本条例は、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれているとおり、性別に関係なく誰もが個人として尊重され、平等な扱いを受ける権利があること、わが国における男女共

同参画の取り組みが国際社会の取り組みと連動しつつ着実に進められてきたことを背景に、本市でも男女共同参画の取り組みを推進してきたものの、個人の能力ではなく性別を理由とする役割分担意識や、その考えに基づいた社会制度・慣行が今なお存在していることから、市民が市民として誰もが幸せに暮らせる地域社会を構築するため、男女共同参画社会の形成をより一層推進することを目的に制定したものである。

また、本条例は、基本理念や市、市民及び事業者の責務等を規定する総則、本委員会の設置など市が行うべき基本的施策を規定する第2章、委任規定を定めた雑則の3章構成となっており、各条文の解説等については、本日お配りした冊子「川口市男女共同参画推進条例の手引き」を参照いただきたい。

続いて、資料3は、本委員会の運営等に関し定めている委員会規則である。

先ほど申し上げたとおり、「第2次川口市男女共同参画計画」は平成25年度から34年度までの10ヵ年を計画期間とする計画で、社会状況等を踏まえ概ね5年で見直しをすることとしている。

計画の6・7ページにあるが、本計画では、人権の尊重など6つの基本的な視点のもと、男女が性差による区別なく、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる活動等に参加する機会が確保され、均等に利益を享受し、共に責任を担うべき社会の形成を目指しており、基本理念として「男女の人権が尊重され、共に社会に参画できるまち川口の実現」を掲げている。また、この理念を実現するため、8・9ページにあるとおり男女共同参画社会実現のための意識づくりと環境づくりの2項目を基本目標としている。

第3章では、12・13ページにあるとおり、基本目標達成にあたっての課題を抽出し、課題を解決するための施策を列挙している。そして14ページ以降に記載のとおり、各課題と施策の方向について詳細を記述するとともに、すべての課題について進捗状況を測定するため、数値化した推進指標を設定している。

さて、先ほど本計画は社会状況等を踏まえ概ね5年で見直しをすると申し上げたが、現在その見直し作業に着手しているところである。次回の委員会で詳細は説明申し上げるが、

見直しについては大きく3点の理由がある。

まず1点目は、平成29年度が計画策定から5年目にあたることである。

2点目は、本年4月から、「第5次川口市総合計画」をスタートさせたことにある。

まちづくりの基本的な方向性を示す、市の最上位に位置する長期的な計画を総合計画という。昨年度までは、「緑 うるおい 人 生き生き 新産業文化都市 川口」を将来都市像とする「第4次川口市総合計画」であったが、本年4月から、「第5次川口市総合計画」をスタートさせた。資料4は第5次計画の概要版である。

第5次計画は、資料4の13ページにあるとおり「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」の3点を基本理念とし、14・15ページのとおり、「人と しごとが輝く しなやかで たくましい都市 川口」を将来都市像に、6つのめざす姿を定めている。このめざす姿の一つ、「めざす姿Ⅱ 子どもから大人まで個々が輝くまち」の「施策4 互いに尊重・理解し合う環境づくり」に男女共同参画の推進を位置付けている。

資料5は、第5次計画「めざす姿Ⅱ」の抜粋である。34・35ページのとおり、この「めざす姿Ⅱ」の「施策4 互いに尊重・理解し合う環境づくり」は、さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のないみんなで支えあうまちを目指すことを基本方針に、3つの施策単位を掲げており、そのうちの②に「男女共同参画を進める意識・環境づくり」を位置付けている。

3点目は、先ほど、埼玉県で次期計画の策定作業中であると申し上げたが、国及び県の取り組み動向を踏まえて見直しを行うものとしていることにある。

5月26日に開催した男女共同参画推進委員会において、男女共同参画に関する市民意識や生活実態について把握し、本計画見直しの基礎資料とするために実施する市民意識調査についてご審議いただき、調製した調査票が資料7である。本調査については、住民基本台帳から満20歳以上の男女、それぞれ2,000人、合計4,000人を無作為抽出し、10月27日に調査票を郵送している。結果については本委員会に報告する。

続いて、資料6であるが、本市では、本年7月1日から配偶者暴力相談支援センターを設置するとともに、女性相談員を配置しており、38ページは配暴センター設置から3ヵ月間の相談件数実績である。

○委員長

報告事項ということではあるが、ただいまの説明について、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

イ 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について

○委員長

報告事項のイ 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について、事務局の説明を求める。

○事務局

「第5次川口市総合計画」では、男女共同参画を進める意識・環境づくりの目標指標として、各種審議会・委員会への女性登用率を平成32年度までに30%以上とすることを掲げている。

資料8は平成28年4月1日現在の行政委員会・附属機関等の女性登用状況である。6つの行政委員会と87の附属機関等を合わせた女性登用比率は、前年度比0.8%増の26.6%となっている。

また、既に女性登用率が目標の30%を超えている行政委員会・附属機関等は、3行政委員会、36附属機関等であり、各行政委員会等の詳細な資料については58ページから60ページのとおり、平成17年度からの実績については61ページのとおりとなっている。

今後とも、各行政委員会及び附属機関等を担当する課所に対し、女性の登用について働きかけていく。

○委員長

ただいまの説明について、質問はあるか。

○委員

資料57ページで、女性登用率10%未満の審議会数が15と掲載されているが、委員になるために特別な資格を要する審議会とそうでないものとの内訳をご説明いただきたい。

○事務局

資格の要・不要については本調査では把握していないため、次回の委員会までに精査し、報告させていただく。

○委員

例えば農業委員会など、女性を登用しようという意向はあるものの、女性の農業従事者からの選任がなかなか進まないような実情もあることから、特別な資格を要しない審議会についてはもっと女性登用を増やすよう検討してもよいのではないかと。

○事務局

目標指標は全体で30%であり、個々の委員会で30%ではないが、資格を要しないものについては原則女性登用率30%を超えることが望ましいため、事務局からも働きかけていく。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

ウ 平成27年度版川口市男女共同参画年次報告書について

○委員長

報告事項のウ 平成27年度版川口市男女共同参画年次報告書について、事務局の説明を求める。

○事務局

「平成27年度版川口市男女共同参画年次報告書」は、報告事項のア 川口市の男女共同参画の推進でご説明した「第2次川口市男女共同参画計画」の中で、2つの基本目標に

対し掲げた12の課題の進捗状況について、昨年度の実績を取りまとめた冊子である。お時間のある時にお目通しいただきたい。

なお、本報告書については、市民の皆様に男女共同参画実現のための取り組み状況を知っていただくため、協働推進課・かわぐち市民パートナーステーション内の男女共同参画コーナーや市役所1階市政情報コーナー、各市立図書館に配置するとともに、公式ホームページへの掲載、関係機関等に配布することとしている。

○委員長

ただいまの説明について、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

(5) その他

○委員長

最後に(5)その他について、事務局から何かあるか。

○事務局

1点目として次回会議の開催であるが、委員長と調整のうえ決定次第文書で通知させていただく。また、会議では市民意識調査の調査結果及び「第2次川口市男女共同参画計画」の見直しについて報告させていただく予定である。

2点目に、ポケットティッシュとパープルリボンを本日机上配布させていただいた。明日11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間である。期間中、広報かわぐち11月号に記事を掲載するとともに、児童虐待防止月間と併せて、全職員が缶バッジを装着し、周知を行う。また、協働推進課・かわぐち市民パートナーステーションの男女共同参画コーナーでは、「DVを知ろう」パネル展示や啓発用ポケットティッシュ、パープルリボンの配布も行っている。是非お越しいただくとともに、お知り合いにも周知いただきたい。

○委員長

委員からは何かあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第1回委員会を終了する。

(5) 閉会 (15時10分)

会議の内容については、以上のとおりです。

平成28年11月17日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

(菊地委員長署名)

川口市男女共同参画推進委員会委員

(小林委員署名)